

議 事 録

令和7年度四万十町農業委員会3月総会

日 時 令和8年3月26日(木)午後2時00分 開議

場 所 四万十町役場 本庁東庁舎 1階多目的大ホール

日 程

- 第1 指定第23号 会期の決定について
- 第2 指定第24号 議事録署名委員の指名について
- 第3 報告第28号 農地法第3条の3の規定による届出について
- 第4 報告第29号 非農地証明事務処理報告について
- 第5 議案第41号 農地法第3条の規定による農地等の許可申請の処分決定について
- 第6 議案第42号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見決定について
- 第7 議案第43号 四万十町農用地利用集積等促進計画(案)の意見聴取について
- 第8 議案第44号 令和8年度農作業標準賃金の設定等について
- 第9 議案第45号 令和8年度最適化活動の目標の設定等について
- 第10 報告第30号 令和7年度四万十町農業委員会活動報告について
- 第11 議案第46号 令和8年度四万十町農業委員会活動方針及び活動計画について
- 第12 その他

[出席委員]

- | | | | | |
|-----------|-----------|-----------|------------|------------|
| 2. 今井 満隆 | 4. 小野 重明 | 5. 佐竹 孝太 | 6. 下元 誠一郎 | 7. 浜田 大彰 |
| 8. 宮崎 恵美子 | 9. 山本 道雄 | 10. 東出 一茂 | 11. 小野川 隆彦 | 12. 竹村 加壽子 |
| 13. 武内 道則 | 14. 吉良 榮 | 15. 中原 英昭 | 16. 宮脇 眞弓 | 17. 西川 香代美 |
| 18. 吉田 健夫 | 19. 太田 祥一 | 20. 中城 康子 | 22. 掛水 誠幸 | 23. 西内 一隆 |
| 24. 市川 絢子 | 25. 吉良 寛一 | 26. 甲把 雄 | 27. 廣田 智之 | 28. 大西 博之 |
| 29. 石田 芳秋 | 30. 澤田 憲男 | 31. 武市 敏男 | 32. 山本 誠二 | 34. 平野 直人 |
| 35. 山崎 力 | 36. 上野 渡 | 37. 佐々木 通 | 38. 秋田 公幸 | 39. 梶原 美智 |

[欠席委員]

- | | | | |
|----------|----------|-----------|------------|
| 1. 山部 洋平 | 3. 谷脇 誠郎 | 21. 岡村 博晶 | 33. 橋本 健太郎 |
|----------|----------|-----------|------------|

[事務局]

小嶋 二夫・杉本 孝成・森光 愛・田村 亮・槇尾 拓生・山川 美恵

会長

皆さんこんにちは。大変お忙しい中、お集まりいただきまして誠にありがとうございます。季節の方も本当に暖かくなりまして、桜も3月16日に高知県が開花という発表になりました。全国で一番早い発表ということになっています。例年より少し早い開花宣言でした。四万十町におきましても、20日21日頃にはちらほら咲き始めましたが、今年はなかなか一気に桜が咲いてまいりません。普通だったら1週間くらいで満開になりますが、まだ高知市内も満開のところまでいってないようです。

それと今、世界の方に目を向けてみますと、イスラエルとイランが戦争と、ホルムズ海峡が事実上封鎖という形になりまして、ガソリンの価格も一気に上がりました。一気に190円台とか日本の国内では200円越えのところもあったようですが、こんなことではなかなかダメだと。政府がせっかく、ガソリン税下げてください、値段が下がっちゃったのがまた、ここに来て急に上がったということで、政府が介入しまして、170円台で落ち着くように政府が今言っておりますので、徐々に下がってくるのではないかと思います。戦争が長引きますと、なかなか備蓄もいつまでも続きませんので、一日も早く収束することを願っております。

3月20日でしたが、参加していただいたかと思いますが、四万十町合併20周年記念式典がございました。四万十町も合併して20年経ったんだなという思いで、式に参加させていただきました。その式典の中で町民表彰という形で、産業への貢献という中で、農業委員会の推進委員、農業委員を20年以上務めた方ということで表彰が今回ありました。最初に、前会長林幸一さん、また三年ぐらい前に亡くなりました竹内純さん、それから2、3期前までやっておられました宗海弘さん、林一将さん、それと現役では佐々木通さん、それと私ということで産業の方ではそういった方が表彰されました。

それと社会福祉に貢献されたということで、小野重明さんも表彰を受けております。私を除きまして表彰された方おめでとうございませう。これからもまだ頑張ってくださいと思います。ちょうどこの20年目の節目に町長が代わるタイミングになります。今、2名の方が出馬を表明しております。どちらの方が町長になるのかわかりませんが、新しい町長が誕生するということですので、厳しい時代の運営になると思いますが、新しい町長にはしっかり四万十町を引っ張っていただきたいと思いますというふうに思います。特に一次産業を重点的に引っ張っていただけるような町長になってほしいと個人的にそういうふうに思っております。

それと皆さんある程度ご存知だと思いますが、今回異動の発表がございました。内容につきましては、後で事務局から報告があると思います。

それと今日は標準賃金のこととか、色々たくさん内容がございませう。スムーズな進行に皆さんご協力のほどよろしくお願い申し上げまして、本年度最後、3月総会を只今より始めたいと思いますので、どうかよろしくお願い申し上げたいと思います。

議長

ただ今から、令和7年度四万十町農業委員会3月総会を開会いたします。総会は、四万十町農業委員会会議規則第7条第1項の規定により、会長が議長を務めることになっておりますので、よろしく申し上げます。

それでは、総会の開会にあたり、四万十町農業委員会憲章の朗読を行います。今回の発声は、議席番号 25 番吉良寛一委員にお願いします。それではご起立をお願いします。憲章は、添付資料の最後にございます。

25 番 ～ 四万十町農業委員会憲章の朗読 ～

委員 ～ 朗読 ～

議長 本日の会議に、1 番山部洋平委員、3 番谷脇誠郎委員、21 番岡村博晶委員、33 番橋本健太郎委員から欠席の届けが出ております。

議長 次に、会議成立についてですが、四万十町農業委員会会議規則第 9 条の規定により農業委員 17 名、推進委員 18 名となっており、過半数の委員が出席しておりますので、本日の会議は成立いたします。本日の議事日程については、お手元に配布しているとおりです。それでは議事に移ります。

 日程第 1、指定第 23 号「会期の決定について」を議題とします。お諮りします。令和 7 年度四万十町農業委員会 3 月総会の会期は、令和 8 年 3 月 26 日の本日 1 日といたしますが、これにご異議ありませんか。

委員 （「異議なし」の声あり）

議長 異議なしと認め、本総会の会期は本日 1 日といたします。

議長 次に、日程第 2、指定第 24 号「議事録署名委員の指名について」を議題とします。四万十町農業委員会会議規則第 24 条第 3 項の規定により、議事録署名委員を 2 名指名したいと思っております。議長において指名することにご異議ございませんか。

委員 （「異議なし」の声あり）

議長 異議なしと認め、議事録署名委員に 14 番吉良榮委員と 34 番平野直人委員を指名いたします。なお、会議書記は事務局職員にお願いします。

議長 続いて日程第 3、報告第 28 号「農地法第 3 条の 3 の規定による届出について」を議題とします。事務局の説明を求めます。

事務局 報告第 28 号「農地法第 3 条の 3 の規定による届出について」をご説明します。議案は 3 ページからです。件数につきましては窪川地域の 4 件です。なお、相続人の住所・氏名については、議案書のとおりです。

 番号 1 番、土地の所在地、小向字小橋 281 番、地目、田、面積、1,300 m²、外 5 筆あり、合計 6 筆、面積、計 11,822 m²です。届出日、令和 8 年 3 月 4 日、届出事由、相続。あっせんについては、希望しないとなっております。

番号2番、土地の所在地、見付字大切963番1、地目、田、面積、615㎡、外8筆あり、合計9筆、面積、計3,894㎡です。届出日、令和8年3月9日、届出事由、相続。あっせんについては、希望しないとなっております。

番号3番、土地の所在地、見付字大切927番1、地目、田、面積、1,155㎡、外1あり、合計2筆、面積、計2,793㎡です。届出日、令和8年2月28日、届出事由、相続。あっせんについては、希望しないとなっております。

番号4番、土地の所在地、興津字瀧ノ下205番1、地目、畑、面積、665㎡、外7筆あり、合計8筆、面積、計7,296㎡です。届出日、令和8年2月23日、届出事由、相続。あっせんについては、希望しないとなっております。説明は以上です。

議長 報告第28号について事務局の説明が終わりました。これは事務処理報告ですが、何かありませんか。

議長 特になければ、報告第28号は終わります。

議長 続いて、日程第4、報告第29号「非農地証明事務処理報告について」を議題とします。事務局の説明を求めます。

事務局 報告第29号「非農地証明事務処理報告について」四万十町非農地証明書発行事務取扱要領第6項、及び四万十町農業委員会事務局規程第8条第5号の規定により、非農地証明書を発行しましたので、ご報告いたします。議案書5ページをご覧ください。

今月は窪川地域から1件となっております。

番号1番、添付資料は1ページから2ページです。本堂字松茸山1068番4、地目、畑面積、1,223㎡です。申請地は10年以上前から耕作放棄され、現在に至っています。令和8年3月6日、担当委員と職員が現地を確認し、「証明基準のウ、やむを得ない事情によって10年以上耕作放棄された土地」と認め、非農地証明書を発行しております。報告は以上です。

議長 報告第29号について事務局の説明が終わりました。これは、事務処理報告ですが何かありませんか。

議長 特になければ報告第29号は終わります。

議長 続いて、日程第5、議案第41号「農地法第3条の規定による農地等の許可申請の処分決定について」を議題とします。議案第41号、番号9番は議席番号27番廣田智之委員が、四万十町農業委員会会議規則第20条の議事参与の制限に抵触しますので、番号1番から番号8番の審議、採決を行い、その後27番廣田智之委員に退席していただき番号9番の審議、採決を行います。それでは、事務局の説明を求めます。

事務局 議案第41号「農地法第3条の規定による農地等の許可申請の処分決定について」番号1番から番号8番をご説明します。議案書は6ページからです。申請地の位置は添付

資料の3ページからになります。件数につきましては窪川地域8件、西部地域1件、計9件です。譲受人・譲渡人の住所・氏名については議案書のとおりです。

番号1番、土地の所在地、東大奈路字上ハ屋敷469番、地目、畑、面積178㎡です。権利事由は所有権移転の贈与になります。譲渡理由は、本人希望。譲受理由は相手方の要望です。申請地では、野菜を栽培する計画となっています。

番号2番、土地の所在地、若井川字口目ノ川738番1、地目、田、面積1,192㎡です。権利事由は所有権移転の売買になります。譲渡理由は、本人希望。譲受理由は相手方の要望です。申請地では、水稻を栽培する計画となっています。

番号3番、土地の所在地、壱斗俵字六兵衛ヤシキ451番、地目、田、面積557㎡です。権利事由は所有権移転の贈与になります。譲渡理由は、本人希望。譲受理由は相手方の要望です。申請地では、水稻を栽培する計画となっています。

番号4番、土地の所在地、壱斗俵字下ダバ481番、地目、田、面積627㎡、外1筆あり、合計2筆、面積、計1,145㎡です。権利事由は所有権移転の贈与になります。譲渡理由は、本人希望。譲受理由は相手方の要望です。申請地では、水稻を栽培する計画となっています。

番号5番、土地の所在地、壱斗俵字仲駄馬493番1、地目、田、面積144㎡です。権利事由は所有権移転の贈与になります。譲渡理由は、本人希望。譲受理由は相手方の要望です。申請地では、水稻を栽培する計画となっています。

番号6番、土地の所在地、米奥字シロハナ33番1、地目、畑、面積237㎡、外1筆あり、合計2筆、面積、計239.47㎡です。権利事由は所有権移転の贈与になります。譲渡理由は、本人希望。譲受理由は相手方の要望です。申請地では、野菜を栽培する計画となっています。

番号7番、土地の所在地、日野地字松木ケ奈路212番1、地目、田、面積157㎡、外12筆あり、合計13筆、面積、計8,513㎡です。権利事由は所有権移転の売買になります。譲渡理由は、本人希望。譲受理由は相手方の要望です。申請地では、水稻を栽培する計画となっています。窪川地域は以上です。

続きまして、西部地域からです。

番号8についてご説明します。土地の所在地、十和川口字黒カ子177番、地目、畑、面積294㎡。権利事由は、所有権移転による売買になります。譲渡理由は、本人希望。譲受理由は、相手方の要望です。申請地では、粟を耕作する計画です。以上、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。説明は以上です。

議長 議案第41号、番号1番から番号8番について事務局の説明が終わりました。担当委員の補足説明をお願いします。番号1番について、1番山部洋平委員が欠席ですので2番今井満隆委員。

2番 山部委員が欠席のため、書類を預かっていますので報告させていただきます。

番号1番について、19日に譲渡人から電話にて21日に現地にて譲受人よりお話を伺いました。現況は畑であることを確認しており、野菜などが綺麗に栽培されていました。譲受人は農地を効率的に利用しています。取得する農地の周辺農地には営農上悪影

響を与えないことを確認しています。

譲渡人と譲受人は従兄弟関係です。譲受人は5から6年前に母親が他界したことを機に、今回の農地に隣接する家にUターンされたとのこと。その頃により管理しているということ。もともと農家ではないため、他に管理している農地もないとのことでした。そのため、年間150日以上に従事日数はないものの家のすぐ前の土地であり、管理も容易であることから、今後も夫婦で続けていくとのことでした。譲渡人は町外に住まわれていることもあり、高齢ともなってきたため、後々このことも考慮して贈与の形をとる運びとなったとのこと。以上の確認の結果、番号1番の所有権移転は問題ないと判断しました。

議長 続きます、番号2番について。23番西内一隆委員。

23番 番号2番について、3月24日に譲受人の父親と現地で確認しました。現況地目は田で山林の中にある高地ですが、きちんと管理されております。譲受人の家は、ニラ、生姜、水稻を栽培する専業農家で地区の中心的な農家ですので、売買による所有権移転は問題ないと判断しました。以上です。

議長 続きます、番号3番から5番について。27番廣田智之委員。

27番 番号3番について、譲渡人、譲受人の両者からの確認をしました。現況は田であることを確認しております。譲受人は、農地を効率的に利用しております。数年にわたり耕作を行っております。譲受人は年間150日以上、農作業に従事していることも確認しております。取得する農地は譲渡人の隣であり営農上問題ないことを確認しております。24日の夕方、譲渡人に電話確認したところ、昨年まで近隣地域で水稻を耕作していましたが、今回、各地域の水田を整理譲渡したいということでこの地区の方々に所有していただきたいという思いで今回の譲渡に至ったとのこと。以上の確認の結果、番号3の所有権移転は問題ないと判断いたしました。

次に番号4番と5番について、現状は田んぼであることを確認しております。譲受人は年間150日以上農作業に従事することを確認しております。また、地域の水利を長きにわたり守られている方でもあります。周辺農地に悪影響を与えないことも確認しております。4番の譲渡人のこの方はお兄さんで、3番の譲渡人にすべてをお任せしてということで、整理をお願いするというを伺っております。譲受人は譲渡人の方とも知り合いで、譲渡については地区の方に所有をお願いしたいということで今回に至りました。以上の結果、4番、5番の所有権移転は問題ないと判断しました。以上です。

議長 続きます、番号6番、7番について。6番下元誠一郎委員。

6番 番号6番について説明をいたします。譲渡人には3月23日に電話、また譲受人には3月24日に現地で確認をしてまいりました。現況は畑であります。譲受人が、何十年も前より家庭菜園として作業を受けて耕作されています。譲受人は耕作面積はゼロですが、ここしか他にはないんですがこの畑にて年間150日以上は農作業に従事している

ことを確認しております。取得する農地ですが、譲受人の宅地に隣接であり、周辺の農地には悪影響を与えることはないと思います。譲渡人はこの地区で生まれた人ですが、県外に住んでいることもあり、もう財産終いをしたいということで、隣接地の譲受人に全然他人ですが、贈与という形で譲ったとのことでした。今後も色々な野菜を作っていくとのことでした。以上確認の結果、番号6番の所有権移転は問題ないと判断をしました。以上です。

続きまして、7番について説明を行います。譲渡人には3月23日に電話にて、また譲受人の父親とは、3月24日に現地にて確認をしてまいりました。現況は田であります。取得する農地の周辺農地には営農上悪影響を与えないことも確認しております。農作業は譲受人の父親も行っておりまして、年間150日以上農作業に従事していることも確認しております。譲渡人は、昨年まで水稻を栽培していましたが財産じまいということで、近くの農業意欲のある譲受人との間で売買の話になったようです。今後も水稻を栽培していくとのことでした。以上、確認の結果、番号7番の所有権移転は問題ないと判断をしました。以上です。

議長 続きまして、番号8番について。36番上野渡委員。

36番 番号8番について、21日に現地確認をして譲渡人から話を聞いてきました。譲受人には何度か電話をしましたが、結局出してもらえず、譲受人のお父さんに電話で確認しました。現況は畑であることを確認しています。この畑はもともとお茶が植えられていたようですが、何年か前から笹が生えてきたりして栽培が難しくなってきたこともあり、譲渡人はもう手放してもいいということで、前々から売買の話をしていたそうです。この畑のすぐ隣が譲受人のお父さんの実家でもあり、このまま荒らされては困るということで今回売買になったそうです。現状はもうすでにお茶はなくなっていて、栗が植えられていました。

譲受人は現在、町外在住の勤め人の方ですが、休みの時などたびたび草刈りなどの作業をしに来ているそうです。譲受人のお父さんも現在は町外在住ですが、十和の方に帰ってきた時には、草刈りなどしているそうで、譲受人と一緒にこの畑を管理していくそうです。周辺農地にも営農上悪影響を与えないよう、きちんと耕作していくことですので、番号8番の所有権移転は問題ないと判断しました。以上です。

議長 議案第41号、番号1番から番号8番について質疑を許します。質疑はありませんか。7番浜田大彰委員。

7番 すみません教えてください。7番の案件の中で日野地字上ミクボ273、田・墓地、お墓も一緒に売買ですか。

事務局 日野地字上ミクボ273なんですけど、登記地目が田・墓地になっているんですが、現況に墓地は無かったので、現況農地として全部扱っております。以上です。

議長 他に何かありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 質疑なしと認め、質疑を終結したいと思います。ご異議ございませんか。

(「なし」の声あり)

議長 異議なしと認め、質疑を終結し採決します。議案第 41 号「農地法第 3 条の規定による農地等の許可申請の処分決定について」番号 1 番から番号 8 番について原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

議長 挙手全員であります。よって、議案第 41 号「農地法第 3 条の規定による農地等の許可申請の処分決定について」番号 1 番から番号 8 番は、原案のとおり可決されました。

議長 続きまして、番号 9 番の審議を行いますので、27 番廣田智之委員は退席をお願いします。事務局の説明を求めます。

事務局 番号 9 番を説明いたします。議案書は 8 ページ、添付資料は 13 ページになります。
番号 9 番、土地の所在地、壱斗俵字沖ノ元 457 番 4、地目、田、面積 447 m²です。権利事由は所有権移転の贈与になります。譲渡理由は、本人希望。譲受理由は相手方の要望です。申請地では、水稻を栽培する計画となっています。以上、この議案につきましては農地法第 3 条第 2 項各号に該当しないため許可要件の全てを満たしていると考えます。説明は以上です。

議長 議案第 41 号、番号 9 番について事務局の説明が終わりました。担当委員の補足説明をお願いします。6 番下元誠一郎委員。

6 番 番号 9 番について説明いたします。3 月 23 日に譲渡人に電話にて確認をし、譲受人にも確認を行いました。現況は田であり、取得する農地の周辺農地には悪影響を与えないことを確認しております。譲受人は地区の中山間の代表者や田役組合の総代などの役職もされている地域のリーダーでもあります。水稻、里芋等も栽培していて、年間 150 日以上農作業に従事している地域の担い手で、意欲ある農業者です。

贈与に至った経緯ですが、譲渡人は県外在住ということで、この地区の田んぼは近くの隣接する人にもらってもらいたいという思いがあったようです。ちなみにこの土地の隣は譲受人の奥さんの土地です。それで、この話が来たということです。今後も水稻を栽培していくとのことでした。以上の確認の結果、番号 9 番の所有権移転は問題ないと判断をいたしました。以上です。

議長 議案第 41 号、番号 9 番について質疑を許します。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 質疑なしと認め、質疑を終結したいと思います、ご異議ございませんか。

(「なし」の声あり)

議長 異議なしと認め、質疑を終結し採決します。議案第 41 号「農地法第 3 条の規定による農地等の許可申請の処分決定について」番号 9 番を、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

議長 挙手全員であります。よって、議案第 41 号「農地法第 3 条の規定による許可申請の処分決定について」番号 9 番は、原案のとおり可決されました。27 番廣田智之委員の除斥をと、着席をしていただきます。廣田智之委員、番号 9 番は原案のとおり可決されました。

議長 続いて、日程第 6、議案第 42 号「農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見決定について」を議題とします。事務局の説明を求めます。

事務局 議案第 42 号「農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見決定について」を説明します。議案書 9 ページ、今月は窪川地域の 4 件です。番号 1 番について説明します。添付資料は 14 から 17 ページです。申請地は、1 筆。土地の所在、金上野字加治屋口 884 番 9、地目、田、面積 330 m²の農地です。

権利事由は、売買による所有権移転です。譲受人・譲渡人は、記載のとおりです。転用目的は、一般住宅の新設です。転用理由ですが、現在アパートに住んでおり、自己専用住宅を建築したいと適地を探していたところ、譲渡人から土地を譲っていただけることになり、利便性も良いことから、当申請地に計画したものです。農地区分ですが、申請地は、第 3 種農地の要件の一つである、「高速自動車のインターチェンジからおおむね 300m 以内にある農地」に該当するため、第 3 種農地と判断しています。転用計画につきましては、15 ページの土地利用計画図に示している形で、居宅、駐車場、物干し場、家庭菜園などを整備する計画です。周囲の状況・影響についてですが、北側及び西側は同意有の農地、東側と南側は譲渡人の農地となっており、特に影響はないものと考えています。

土地の造成計画については特になく、整地後、全面砂利敷とします。進入計画については、北側の町道より直接進入します。進入部分の取り合わせ工事などはありません。排水計画についてですが、汚水排水は合併処理浄化槽より、既存の側溝へ接続し排水します。排水にあたっては、金上野部落の水利組合代表より同意書の提出があります。また、雨水は申請地内で自然浸透とします。資金計画については、金融機関の融資見込証明書により、必要な事業費を確保していることを確認しています。説明は以上です。

議長 議案第 42 号について事務局の説明が終わりました。担当委員の補足説明をお願いします。番号 1 番について、20 番中城康子委員。

20 番 説明をいたします。先日、現地確認しました。田んぼであることを確認しております。本人としては許可があり次第着工する予定だそうです。アパートに居るんですが、子供らが大きくなって家を建つようになったようです。今の地区で生姜などを手広くやっておりますので、金上野でということでした。周辺農地は譲渡人の土地でもあり、営農上は影響ないと思います。以上の結果、番号 1 番の運用は、特に問題はないと判断いたしました。以上です。

議長 議案第 42 号について質疑を許します。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 質疑なしと認め、質疑を終結したいと思います。ご異議ございませんか。

(「なし」の声あり)

議長 異議なしと認め、質疑を終結し採決します。議案第 42 号「農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見決定について」原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

議長 挙手全員であります。よって、議案第 42 号「農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見決定について」は、原案のとおり可決されました。

議長 続いて、日程第 7、議案第 43 号「四万十町農用地利用集積等促進計画（案）の意見聴取について」を議題とします。議案第 43 号、番号 2 番及び 3 番は、議席番号 7 番浜田大彰委員と議席番号 28 番大西博之委員が、四万十町農業委員会会議規則第 20 条の議事参与の制限に抵触しますので、まず番号 1 番の審議、採決を行い、その後浜田大彰委員と大西博之委員に退席していただき、番号 2 番と 3 番の審議、採決を行います。それでは、事務局の説明を求めます。

事務局 議案第 43 号「四万十町農用地利用集積等促進計画案の意見聴取について」番号 1 番について説明します。議案書は 10 ページです。添付資料は 18 ページからご覧ください。

別紙のとおり、四万十町農用地利用集積等促進計画（案）について、農地中間管理事業の推進に関する法律第十九条第 3 項の規定により、四万十町長から諮問がありましたので、ご審議ご決定をお願いいたします。件数につきましては窪川地域 3 件です。権利の設定を受けるもの、権利を設定するものの氏名・住所についてはお手元の議案書のとおりです。

番号 1 番、土地の所在地、弘見字飯ノ川越 947 番、地目、田、面積、3,584 ㎡です。設定は新規になります。期間は令和 8 年 4 月 17 日から令和 23 年 4 月 16 日の 15 年です。作物は、ハウスでミニトマトを栽培する計画です。権利の種類は賃貸借権の設定です。番号 1 番の説明は以上です。

議長 議案第 43 号、番号 1 番について事務局の説明が終わりました。担当委員の補足説明をお願いします。番号 1 番について、9 番山本道雄委員。

9 番 番号 1 番について説明いたします。3 月 20 日貸出人から、それから 3 月 23 日に本人とは電話で聞き取りし、現地確認をいたしました。ハウスの面積が 21a ということで許可があり次第、工事をしたいということです。現在は研修中で 2 カ所の農業者のもとで仕事をしているようです。それから弘見地区、飯ノ川地区の両地区の隣接する土地の使用者にも同意を得ているということで、この土地の近くに本人も住宅を構え、新規就農者として地域からも期待されているようです。予定でいくと、この秋に定植を始めて、来年春から収穫できそうだということです。以上です。

議長 議案第 43 号、番号 1 番について質疑を許します。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 質疑なしと認め、質疑を終結したいと思います。ご異議ございませんか。

(「なし」の声あり)

議長 異議なしと認め、質疑を終結し採決します。議案第 43 号「四万十町農用地利用集積等促進計画(案)の意見聴取について」番号 1 番を原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

議長 挙手全員であります。よって、議案第 43 号「四万十町農用地利用集積等促進計画(案)の意見聴取について」番号 1 番は、原案のとおり可決されました。

議長 続いて、番号 2 番及び 3 番の審議を行いますので、7 番浜田大彰委員と 28 番大西博之委員は退席をお願いします。事務局の説明を求めます。

事務局 番号 2 番、番号 3 番の説明をいたします。議案書は 11 ページ、添付資料は 28 ページからになります。番号 2 番、番号 3 番は受け人が同じなのでまとめて説明いたします。

番号 2 番、土地の所在地、奥呉地字ニラガ谷 472 番 5、地目、田、面積 544 m²、外 6 筆あり、合計 7 筆、面積、計 17,094 m²です。

番号 3 番、土地の所在地、奥呉地字萩原 158 番 1、地目、田、面積 2,119 m²です。設定は新規になります。期間は番号 2 番が令和 8 年 4 月 17 日から令和 11 年 4 月 16 日の 3 年、番号 3 番が令和 8 年 4 月 17 日から令和 13 年 4 月 16 日の 5 年です。作物は水稲と大豆を栽培する計画です。権利の種類は使用貸借権の設定です。説明は以上です。

議長 議案第 43 号、番号 2 番及び 3 番について事務局の説明が終わりました。担当委員の補足説明をお願いします。番号 2 番と 3 番について、8 番宮崎恵美子委員。

8 番 番号 2 番と 3 番について説明いたします。20 日に借受人から会って確認を取り、21 日に貸出人から電話で確認を取りました。借受人は地域の大きな担い手でもあり、認定農業者でもあります。内容も促進計画案の通りで、特に問題ないと思います。修正図の地図で番号 3 番の地図が出ていると思いますが、1 枚の田んぼになっておりますが、半島のようなところの手前の上の田んぼとの間で段になっていて、実際は二枚の田んぼです。上の半島になったところで大豆を栽培するということでした。以上です。

議長 議案第 43 号、番号 2 番及び 3 番について質疑を許します。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 質疑なしと認め、質疑を終結したいと思います。ご異議ございませんか。

(「なし」の声あり)

議長 異議なしと認め、質疑を終結し採決します。議案第 43 号「四万十町農用地利用集積等促進計画(案)の意見聴取について」番号 2 番及び 3 番を原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

議長 挙手全員であります。よって議案第 43 号、「四万十町農用地利用集積等促進計画(案)の意見聴取について」番号 2 番及び 3 番は原案のとおり可決されました。7 番浜田大彰委員と 28 番大西博之委員の除斥をとき、着席をしていただきます。浜田大彰委員、大西博之委員、番号 2 番及び 3 番は原案のとおり可決されました。

議長 続いて、日程第 8、議案第 44 号、「令和 8 年農作業標準賃金の設定について」を議題とします。事務局の説明を求めます。

事務局 議案第 44 号「令和 8 年農作業標準賃金の設定について」をご説明します。

議案書は 12 ページ、添付資料は 37 ページが窪川地域、38 ページが大正十和地域の表になっております。内容については、先月の総会後に各地域の委員に分かれていただき、それぞれ意見を出してもらい、決定した内容としております。昨年度からの変更点は赤字で示しております。まず、37 ページの窪川地域です。

窪川地域の標準賃金については一昨年前（令和 6 年）に全体的に上げておりますが、今年については、基本的には昨年からの据え置きとなっておりますが、育苗については、営農支援センター四万十の額を参考にしておりますので、確認したところ、1 箱当たりの値段が、昨年は 950 円でしたが、今年は 1,050 円にアップするとの事でしたので、それに合わせております。その他の作業について、令和 7 年 12 月 1 日に高知県の最低賃金が一時間あたり 952 円から 1,023 円に改定されておりますので、下限を 7,700 円から 8,200 円に変更しております。欄外の※の注意書きなどについては、昨年度と同様です。

次に、38 ページの大正・十和地域についてです。

大正・十和地域については、コンバインが17,000円から18,000円に1,000円アップ。籾摺りが、玄米60kgあたり600円から800円に、200円アップ。育苗については、しまんと農楽里さんの金額を参考として、1箱当たりの値段が、成苗が700円から900円に200円のアップ、稚苗についても500円から700円に200円のアップにしております。大正・十和地域についても、高知県の最低賃金改定を受け、賃金は7,700円から8,200円に変更しております。欄外の※の注意書きについても、昨年度と同様にしております。以上が、委員の皆さんの意見を反映させた【案】となります。

なお、本日決定いただきましたら、4月の区長文書で各戸配布を行いたいと考えております。説明は以上です。

議長 事務局の説明が終わりました。
議案第44号について質疑を許します。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 質疑なしと認め、質疑を終結したいと思います。ご異議ございませんか。

(「なし」の声あり)

議長 異議なしと認め、質疑を終結し採決します。議案第44号を原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

議長 挙手全員であります。よって議案第44号は可決されました。

議長 続いて、日程第9、議案第45号「令和8年度最適化活動の目標の設定について」を議題とします。事務局の説明を求めます。

事務局 議案第45号、令和8年度最適化活動の目標の設定等についてご説明します。資料は添付資料の39ページから41ページですが、集計中だった数値等が確定しましたので、お配りしているものに差し替えをお願いいたします。

昨年度もご説明させていただきましたが、この目標設定については、令和3年度末に、農林水産省から「農地利用最適化活動のガイドライン」という通知がありまして、これにより、令和4年度から農業委員会は毎年度、最適化活動の目標を設定し、翌年度の6月に目標達成状況について点検・評価し、その結果をHP等で公表しなければならないとされたものです。この最適化活動の目標設定については、毎年3月に翌年度の目標設定を行う事となっているもので、昨年度からの変更点を中心にご説明いたします。

変更箇所については、黄色で網掛けしております。1、農業委員会の状況というところですが、令和6年9月1日に新たに委員の任命がありました。任期は令和9年8月31日です。以下、数値的な部分は、基本的には3月末時点の数値に更新していますのでまたご確認いただけたらと思います。

次のページ、Ⅱ最適化活動の目標 1 最適化活動の成果目標についてです。

(1) 農地の集積については、1、現状及び課題については、先ほど申しました通り基本的には今月末時点での数値を記載しております。

②目標の、農地の集積の目標年度令和 13 年度、集積率 58%については当然変更はありませんが、これまでの集積面積が増加してきていますので、それに合わせて、目標値についても若干の修正を加えております。R13 年度末に管内の農地面積 2,440 haのうち 58%の面積を集約することが目標となるため、残り 6 年で毎年 21.7 haずつ集積面積を増やしていけば、目標に到達します。という事です。

中ほどの(2)の遊休農地面積については、現状値に改めるとともに、遊休農地の解消目標面積も併せて変更しております。

最後のページになりますが、(3)新規参入の促進については、①現状及び課題、②目標の権利移動面積については、ともに過去 3 か年の数値を記載することになっておりますので、昨年度の目標設定で記載されていた 5、6 年度の数値が左にスライドして、令和 7 年度については新たに実績を記入しております。新規参入者への貸付け等について、農地所有者の同意を得た上で公表する農地の面積については、権利移動の 3 か年の平均値、50.7 haの 1 割以上とされていますので、5.1 haとしています。最後の、2最適化活動の活動目標についてですが、基本的には本年度と変更はなく、活動回数も 6 回、強化月間についても変更はしていません。(3)の今年度は、太田会長や掛水委員に参加いただきましたが、新規就農相談会への参加目標についても、令和 7 年度と同等の相談会が予定されていますので、例年通りの参加目標としています。説明は以上となります。

議長 議案第 45 号について事務局の説明が終わりました。

議長 議案第 45 号について質疑を許します。質疑、意見はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 質疑なしと認め、質疑を終結したいと思います。ご異議ございませんか。

(「なし」の声あり)

議長 異議なしと認め、質疑を終結し採決します。議案第 45 号「令和 8 年度最適化活動の目標の設定等について」は、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

議長 挙手全員であります。よって、議案第 45 号「令和 8 年度最適化活動の目標の設定等について」原案のとおり可決されました。なお、軽微な変更や修正がある場合は、事務局と会長の協議で行うものしたいと思います。ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議がないようですので、そのように決定いたします。

議長 続いて、日程第 10、報告第 30 号「令和 7 年度四万十町農業委員会活動報告について」を議題とします。事務局の説明を求めます。

事務局 報告第 30 号四万十町農業委員会の活動報告についてご報告いたします。議案資料の 42 ページからなんですが、9 月の総会で 9 月の大正での総会の 25 日木曜日までご報告させていただいておりますので、26 日金曜日からご報告させていただきます。

26 日金曜日、高知県農業会議常設審議委員会(高知市)、29 日四国地区情報事業重点農業委員会研修集会これはオンラインで開催されまして、農業会議から情報の共有や事例の発表、今回は、阿蘇市や大村市から発表がありました。

続きまして 10 月 16 日木曜日、役員会。22 日水曜日、農業経営改善計画審査会(窪川)、24 日金曜日、高知県農業会議常設審議委員会(高知市)、28 日火曜日、10 月総会(窪川)、終了後、広報検討委員会を開催しております。30 日木曜日、高南地域営農協議会幹事会、今回は 4 つの専門部会から事業の進捗状況や今後の取り組みの報告がありました。

11 月に入ります。11 月 6 日、8 日木曜日、金曜日中国四国ブロック農業委員会女性委員研修会(徳島県) 3 名が出席していただきました。14 日金曜日、役員会。18 日火曜日、高知県農業会議臨時総会、下期農業委員会会長・事務局長会議(高知市)、この会議で四万十町農業委員会だよりが優秀賞となり表彰していただきました。19 日水曜日、後期高岡郡郡協議会(須崎市)、会長 1 名、事務局 2 名が参加しております。23 日日曜日、西部地区産業祭。26 日水曜日、11 月総会(窪川)、27・28 日、木曜日・金曜日、全国農業委員会会長代表者集会(東京都)、28 日金曜日、農業簿記講習会。

次のページにいきまして 12 月です。12 月 3 日水曜日、令和 7 年第 4 回四万十町議会定例会議開会 10 日までの会議でございました。9 日火曜日、農業簿記講習会。16 日火曜日、役員会。17 日水曜日、農業経営改善計画審査会(窪川)、23 日火曜日、高知県農業会議常設審議委員会(高知市)。25 日水曜日、12 月総会(十和)、終了後、広報検討委員会を開催しております。

令和 8 年になりまして、1 月 7 日水曜日、農業投資価格に関する精通者意見調査会、これは高知税務署から来庁がありまして税務課と出席し協議いたしました。9 日金曜日、農業簿記講習会。16 日金曜日、役員会。20 日火曜日、農業委員会全員研修会、農業振興意見交換会が同日に行われております。26 日月曜日、農業経営改善計画審査会(窪川)。28 日水曜日、1 月総会(窪川)。

続きまして、2 月です。2 月 8 日日曜日、就農相談会(高知市)イオンで開会されまして、会長に出席していただきました。16 日月曜日、役員会。17 日火曜日、農業委員会活動交流集会(高知市)、農業経営改善計画審査会(西部地区)で行われております。25 日水曜日、農業経営改善計画審査会(窪川)。同日に高知県農業会議常設審議委員会が高知市で行われております。26 日木曜日、2 月総会が大正でありました。27 日金曜日、農業簿記講習会となっております。

3 月です。2 日月曜日、高岡郡女性部会が越知町でありまして、5 名の委員さんに出席していただいております。4 日水曜日、令和 8 年第 1 回四万十町議会定例会が開会いたしました。12 日まで会議がありました。6 日金曜日、農業簿記講習会。16 日月曜日、

役員会。23 日月曜日、高知県農業会議常設審議委員会が高知市でありました。そして本日 26 日木曜日、3 月総会が窪川で開催されました。以上となります。

議長 報告第 30 号について事務局の説明が終わりました。質疑を許します。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 質疑が無いようですので、報告第 30 号「令和 7 年度四万十町農業委員会活動報告について」を終わります。

議長 続いて、日程第 11、議案第 46 号「令和 8 年度四万十町農業委員会活動方針及び活動計画について」を議題とします。事務局の説明を求めます。

事務局 引き続きまして、私から説明させていただきます。資料の方は 45 ページとなります。令和 8 年度四万十町農業委員会活動方針及び活動計画案ですが、基本的には令和 7 年度と同様の活動方針、活動計画を入れております。まず活動方針としましては、農業者の高齢化や担い手不足が進む中、農業委員会には、これからの農地を守るための活動が期待されております。農業委員会の役割が重要となる中、引き続き農地制度の適正な執行と農地利用の最適化を推進する活動である「担い手への農地集積・集約化」、「遊休農地の発生防止・解消」、「新規参入の促進」をより進めるとともに、関係機関と連携して「地域計画の推進」に向けて取り組んでいくとさせていただきます。

続きまして、活動計画としましては、四万十町は所掌する法令に基づく業務のほか、農地利用の最適化に向け、農業委員、農地利用最適化推進委員が協力し活動を行っていくとさせていただきます。項目としましては、業務の適正な執行、最適化の推進、農政情勢の発信、農業者や地域に根ざした活動。総会および臨時総会の開催、委員研修の実施、地域委員会での活動、関係機関等との連携と昨年同様の計画を立てさせていただきます。この件につきましてはみんなで力合わせて対応していけたら、と考えております。活動方針及び活動計画案といたしましては、去年通りの計画として案とさせていただきます。以上です。

議長 議案第 46 号について事務局の説明が終わりました。

議長 議案第 46 号について質疑を許します。質疑、意見はありませんか。6 番下元誠一郎委員。

6 番 タブレットの有効活用とありますが、増設の予定はあるのですか。

事務局 現状では、増設の計画はありません。今の数では足りんとかあれば、要求してまいります。今のところ、10 台、窪川地域 6 台、大正・十和地域 2 台ずつ、この台数で対応していければと考えています。

議長 他に何かありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 質疑なしと認め、質疑を終結したいと思います、ご異議ございませんか。

(「なし」の声あり)

議長 異議なし質疑を終結し採決します。議案第 46 号「令和 8 年度四万十町農業委員会活動方針及び活動計画について」は、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

議長 挙手全員であります。よって、議案第 46 号「令和 8 年度四万十町農業委員会活動方針及び活動計画について」は、原案のとおり可決されました。

議長 お諮りいたします。ただいま、お手元にお配りいたしました、報告第 31 号「農業委員会事務局職員の人事異動について」追加日程 1 として日程を変更し、ただ今より議題とすることにご異議ございませんか。

(「なし」の声あり)

議長 ご異議ございませんので、ただ今より追加日程第 1、報告第 31 号「農業委員会事務局職員の人事異動について」を議題とします。本議題につきまして、四万十町農業委員会会長に対する事務委任規則第 1 条により、本委員会の職員の任命を行うものです。同規則第 2 条の規定によりその内容について事務局より報告を求めます。

事務局長 それでは、報告第 31 号「農業委員会事務局職員の人事異動について」四万十町農業委員会会長に対する事務委任規則第 1 条及び第 2 条の規定により、次の職員を任免しますのでご報告いたします。追加議案書をご覧ください。

いずれも令和 8 年 4 月 1 日付けとなります。杉本孝成、農業委員会事務局への出向を解く。中平英徳、農業委員会事務局への出向を命ずる。

議長 報告第 31 号「農業委員会事務局職員の人事異動について」を終わります。

議長 続いて、日程第 12、その他の件について議題とします。

議長 何かないでしょうか。

なければ、その他の件については終了いたします。これで、本総会に付議されました案件は、すべて終了いたしました。

以上をもちまして、令和 7 年度四万十町農業委員会 3 月総会を閉会いたします。礼。ありがとうございました。

閉会 午後 3 時 35 分

この議事録は四万十町農業委員会職員が記録したものであり、内容は正確であることを認める。

令和 8 年 月 日

会 長

署名委員 14 番

署名委員 34 番
